3　監督
行政庁の監督に関し、報告又は資料の提出、共済規程の変更命令、認可の取消し等について所要の規定を設けることとした。（第一七条～第二〇条関係）

4　雑則
この法律中「行政庁」とあるのは、一の都道府県の区域を越えない区域において共済事業を行う旨を共済規程に定める共済団体については都道府県教育委員会、その他の共済団体については文部科学大臣とすることとした。（第二三条関係）

5　罰則
所要の罰則規定を設けることとした。（第二六条～第二八条関係）

6　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇**児童扶養手当法施行令及び非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令**（政令第一四四号）（厚生労働省）

一　児童扶養手当法施行令の一部改正関係
母と生計を同じくしていない児童を監護し、かつ、これと生計を同じくしている児童の父に対する児童扶養手当の支給に関し、父母が婚姻を解消した児童等に準ずる状態にある児童を定める等の改正を行うこととした。

二　非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正関係
児童扶養手当法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

三　この政令は、平成二二年八月一日から施行することとした。

◇**中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令**（政令第一四五号）（経済産業省）
中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律（平成二二年法律第二五号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日を、平成二二年七月一日とすることとした。

法律

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十二年六月二日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

法律第三十九号

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「の探鉱等」を削り、「探鉱に」を「探鉱等に」に改める。

第四条中「神奈川県」を「東京都」に改める。

第十一条第一項第一号中「並びに海外における可燃性天然ガス」を「、海外における可燃性天然ガス」に改め、「液化」の下に「並びに海外及び本邦周辺の海域における金属鉱物の探鉱並びに採掘及びこれに附属する選鉱、製錬その他の事業（以下この号及び第三号において「採掘等」という。）」を加え、「採取に必要な資金及び」を「採取に必要な資金、」に改め、「可燃性天然ガスの採取に必要な資金」の下に「及び金属鉱物の採掘等に必要な資金」を加え、「その他これに類する権利」を「、金属鉱物の採掘等をする権利その他これらに類する権利」に改め、「その採取」の下に「又は採掘等」を、「基づく採取」の下に「又は採掘等」を、「ために必要な資金」の下に「（次条第三号及び第十四条第一項において「権利譲受け資金」と総称する。）」を加え、「並びに海外における金属鉱物の探鉱に必要な資金」を削り、同項第三号中「採掘及びこれに附属する選鉱、製錬その他の事業」を「採掘等」に改め、同項第四号中「石油等」の下に「及び金属鉱物」を加え、同条第五項中「第三号まで及び第五号から」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第十二条第一号中「、第三号、第五号及び第六号」を「及び第三号から第六号まで」に、「同項第四号及び第十号」を「同項第十号」に改め、同条第二号中「及び第三号」を「に掲げる業務（金属鉱物の探鉱に係るものに限る。）、同項第三号」に改め、同条第三号中「前条第一項第五号及び第六号」を「前条第一項第一号に掲げる業務（金属鉱物に係る権利譲受け資金に係るものに限る。）、同項第四号から第六号まで」に改める。

第十四条第一項中「第十一条第一項第二号」を「第十一条第一項第一号に掲げる業務（権利譲受け資金に係るものに限る。）並びに同項第二号から第四号まで」に改める。

第十八条中「前条」を「前条第一項」に改め、「出資された金額」の下に「及び同条第二項の規定により信用基金が増加又は減少した金額を基礎として経済産業省令で定めるところにより算定した金額」を加え、「新たに第十一条第一項第三号」を「新たに同号」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、平成二十二年七月一日から施行する。ただし、第四条の改正規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則の経過措置）

2　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

財務大臣　菅　直人
経済産業大臣　直嶋　正行
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

児童扶養手当法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十二年六月二日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

法律第四十号

児童扶養手当法の一部を改正する法律

児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「父」の下に「又は母」を加える。

第二条第二項中「受けた」の下に「父又は」を加え、同条第三項中「父」を「父母」に改める。

第四条第一項中「のいずれかに該当する児童の母がその児童を監護するとき、又は母がないか若しくは母が監護をしない場合において、当該児童の母以外の者がその児童を養育する（その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。）ときは、その母又はその養育者」を「に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者」に改め、同項各号を次のように改める。

一　次のイからホまでのいずれかに該当する児童の母が当該児童を監護する場合　当該母
イ　父母が婚姻を解消した児童
ロ　父が死亡した児童
ハ　父が政令で定める程度の障害の状態にある児童
ニ　父の生死が明らかでない児童
ホ　その他イからニまでに準ずる状態にある児童で政令で定めるもの

二　次のイからホまでのいずれかに該当する児童の父が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする場合　当該父
イ　父母が婚姻を解消した児童
ロ　母が死亡した児童
ハ　母が前号ハの政令で定める程度の障害の状態にある児童
ニ　母の生死が明らかでない児童
ホ　その他イからニまでに準ずる状態にある児童で政令で定めるもの

三　第一号イからホまでのいずれかに該当する児童を母が監護しない場合若しくは同号イからホまでのいずれかに該当する児童（同号ロに該当するものを除く。）の母がない場合であつて、当該母以外の者が当該児童を養育する（児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。）とき、前号イからホまでのいずれかに該当する児童を父が監護しないか、若しくはこれと生計を同じくしない場合（父がない場合を除く。）若しくは同号イからホまでのいずれかに該当する児童（同号ロに該当するものを除く。）の父がない場合であつて、当該父以外の者が当該児童を養育するとき、又は父母がない場合であつて、当該父母以外の者が当該児童を養育するとき　当該養育者